

参議院建設委員会會議録第十七号

昭和三十三年三月三十日(月曜日)
午前十一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
増原 恵吉君
武内 五郎君

委員 岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
田中 一君
中尾 辰義君
田上 松衛君

國務大臣 河野 一郎君

政府委員 建設大臣 加藤 悌次君
通商産業省 飯山局長 平井 學君
建設大臣官房長 尾之内 由紀夫君

事務局側 常任委員 中島 博君
会専門員

説明員 大蔵省主税局長 川村博太郎君
税制第二課長

参考人 石油連盟 池田欽三郎君
専務理事 益田 晋君
全国石油商業組合連合会会長

○本日の會議に付した案件
○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北村暢君) たいまいより建設委員会を開会いたします。

まず、先ほどの委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。

本日は、去る二十六日付託になりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案について審議を進めて参ります。

○委員長(北村暢君) では本日の議事に入ります。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、石油連盟専務理事池田欽三郎君及び全国石油商業組合連合会会長益田晋君を参考人として御出席をいたしております。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は御多忙のところ本委員会のためまけて御出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

つきましては、本案に対する忌憚のない御意見を拝聴いたしたいと存じます。なお、参考人からの意見聴取は、質疑応答の形で進めたいと存じます。が、御了承願います。

それでは本案の質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○田中一君 最初に、大臣に伺ってお

きます。いま提案されている法律案の新五カ年計画ですが、これに対しては、この計画そのものに対しては、建設大臣として十分満足をしておられるという計画なのですか。あるいはまた、かつて新聞等にも伝えられているとおり、これでは不十分だという考えをお持ちかどうか。最初にそれを伺います。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知のように、日本の道路は、國際的に非常におくれを見ておられることは事実であり、それが、それとあわせて日本の経済情勢、事情が急激に変わってまいりましたので、にわかに道路の必要性を生じておる地区が非常に多くなっております。たとえパイパスを相当に各地に建設しなければならぬところができておられますと同時に、できることならば高速道路もすみやかに、やらなきゃならぬというようなことは、何といたしても当面の急務でございます。

ところが、これらをやりますには、少なくとも五カ年間に最小限度五兆以上の金が必要なのは、計数で明瞭でございます。がしかし、何を申ししても道路は大事でございますけれども、国家の財政を乱してまで道路をやらなきゃならぬというわけにもまいりません。そこでいろいろ大蔵当局と検討をいたしました結果、さしあたり、財政事情の許す範囲内におきまして、この四兆一千億の道路計画を政府としては立案計画いたしました。そしてなるべく早い機会に第二次改定案を作成いた

しまして、そして少なくともこの五年の間にはもうちょっと前進した五カ年計画を實行していきたい、こういう所存でございます。

○田中一君 私ども公共事業を主たる政治としてやっておる者については、この現状から見ても、とうていこの新五カ年計画では不十分であるというような認識を持っておるのです。したがって、もう少し建設大臣として実力を発揮されるのが至当であらうと思っておったのですが、このような結果になったことについては、いま建設大臣の答弁から見ても、満足はしていないというお考えのように見受けるから、その点はまあ一応伺っておきます。

そして次に伺いたいのは、地方負担、もう一つは補助率ですね、こういう点については、この率で、この割合で十分に地方公共団体が同調して協力をするような現状にあるかどうか、あるいは、もう少し国の負担を大きくして事業を促進させるというような考え方に立っておるかどうか、その点を伺っておきます。

○國務大臣(河野一郎君) 私は、道路の性質上、それそれいろいろありますから、その性質に応じて補助率を変えておりますが、おおむね現行の補助率でいいのじゃないかと、こう考えております。

○田中一君 次に、原資の問題ですが、これも、一体道路整備事業というものは、ことに河野建設大臣は就任以来、国道は全部国の直轄直営にし、管理も

一切やろうというような意欲を見せておりますけれども、事業費そのものは、一番望ましいことは財源をどこに求めたいかという点について、大臣の考え方を伺いたいと思うのです。

○國務大臣(河野一郎君) これも道路の性質によりまして、諸外国でもその例を見ますように、有料道路にして、外資もしくは国内から公債を発行して、公団債を発行してやるということはありませんし、また、その性質によつては、公共事業として一般会計からある程度の金を出して、そうして現にやっておりますように、ガソリン税と合わせてこれをするということもけっこうだろーと思っております。ただ問題は、ガソリン税でございますが、一番議論のあるのはガソリン税と道路公債でございますが、私は、いろいろ議論はありますが、わが国のように、道路事業が非常におくれておる国、しこうして、石油資源の非常に少ない国で、現に国内で販売されておりますガソリンの値段は必ずしも私は高いとは思っておりません。しかも、私、あまり勉強もしてないで僭越なことを申し上げておりましたが、専門家の前で恐縮でございますけれども、国際カルテルの非常に強い石油のようなのは、必ずしも経済原則で値段がきめられていないのじゃないかという気がいたしますので、政治的にさうに事情を勘案してガソリン税等はきめて、そうしてここは相当弾力性を持たせていくべきものと思うのでござい

まして、したがって、これを結論的に申しますれば、ガソリン税はさらに増徴してよろしい、今回の値上げでこれ以上増徴の余地はないという結論には私は立ちません。いま申しましたように、弾力性を持って考えなければならぬということも事実でございます。しかし、当面してはガソリン税はこれ以上で最高で、これ以上上げちゃいかぬというふうには私は考えません。と同時に、また別途道路公債についても、可及的すみやかに経済事情の許す限り道路公債を発行して、そうしてこれを財源に充てて道路の整備に進むべきだという情熱を持っておるものでござい

ます。これは建設大臣は金を使うほうの側ですから、税の問題はどうこう言えないでしようけれども、この点はあとで関係当局に聞きますけれども、私どもの考え方では、もう何も消費者が直接負担するとか、あるいは利用税的なものにするとかいうよりも、それはそれとして吸収するものは吸収し、徴収するものは徴収して、国庫で一般財源として道路整備をするというのが、すなわち、利用税なり、あるいは消費税なりという形の徴収方法もありま

す。これは建設大臣は金を使うほうの側ですから、税の問題はどうこう言えないでしようけれども、この点はあとで関係当局に聞きますけれども、私どもの考え方では、もう何も消費者が直接負担するとか、あるいは利用税的なものにするとかいうよりも、それはそれとして吸収するものは吸収し、徴収するものは徴収して、国庫で一般財源として道路整備をするというのが、すなわち、利用税なり、あるいは消費税なりという形の徴収方法もありま

さないと、かとい判断でなく、あなたの考え方ならば、重点的に必要なものに対して投資をするというのが正しいと思うのです。これは関係当局に聞きますけれども、あなたは一体どうお考えになりますか。これがもし、ガソリン税がはつきり目的税的性格を持ってゐるならば、そのように規制したらどうするか、そうしてそれを国の一般財源として大幅な投資をすることが一番すなおで国民の納得する形ではなからうかと思うのですが、その点はどうお考えになりますか。

○田中一君 現行のガソリン税、これは消費税なわけなんです。これは御承知のように、いまの総理の池田さんが大蔵大臣でした時に、二十七年ごろに、これは制定されたガソリン消費税でありましたけれども、当時も、もしもこのガソリン税が消費税であり、かつまた、はつきりと性格づけられるならば、道路の目的税という形でもつてきめたらどうであるかという議論をしておりました。どこまでも当時の池田蔵相は、これは目的税ではございませ

す。これは建設大臣は金を使うほうの側ですから、税の問題はどうこう言えないでしようけれども、この点はあとで関係当局に聞きますけれども、私どもの考え方では、もう何も消費者が直接負担するとか、あるいは利用税的なものにするとかいうよりも、それはそれとして吸収するものは吸収し、徴収するものは徴収して、国庫で一般財源として道路整備をするというのが、すなわち、利用税なり、あるいは消費税なりという形の徴収方法もありま

すか、あり方が残っております。有料道路に対する利用者税的な料金制度も、これは一応認めるとしても、ここにも公債発行という道は残っております。ただ単に利用する者からだけ、それによって利益を受けるという者だけ——利益を受けるか受けないかわかりません、利益を受けるであろうという者からだけ取ることは、私どもは、道路の無料公開の原則という点からいっても、究極受けとれない政策なのであります。どこまでも国全体は民族のものであつて、特定なる人たちのものではないという点であります。

○田中一君 では、やはり不満足なわけですね、全体の計画としては、その点ひとつはつきりしていただきたい。

○田中一君 三十九年度の予算案を見ても、三千五億という事業量になっておりますけれども、国が直接一般財源からこれに組み入れているのは四百五十億程度です。今後、これからあなた予算委員会へ行ってから、各参考人にも伺いますけれども、非常に不均衡な不公平な徴収方法とい

ということになりましたら、私は相当に不満です。しかし、大蔵当局と私の間には、財政事情の改善されること、可及的すみやかに改定をするという約束になっております。私は、一兩年後には第二次改訂五カ年計画をつくつて、これらのものを軌道に乗せるということに相なるものと確信いたしております。

○田中一君 局長からちょっと説明してほしいのは、この四兆一千億が五カ年で年次計画はどうなっておりますか。

○田中一君 局長からちょっと説明してほしいのは、この四兆一千億が五カ年で年次計画はどうなっておりますか。

○田中一君 建設大臣は、ガソリンの増徴部分の伸びだけを考へてゐるけれども、私どもの考へは違ふのです。私どもはそれはそれとして、これはあとでガソリン税の問題については、専門家に聞かからうと思つて、一般財源をもつと入れるということなんです。

○田中一君 建設大臣は、ガソリンの増徴部分の伸びだけを考へてゐるけれども、私どもの考へは違ふのです。私どもはそれはそれとして、これはあとでガソリン税の問題については、専門家に聞かからうと思つて、一般財源をもつと入れるということなんです。

○田中一君 建設大臣は、ガソリンの増徴部分の伸びだけを考へてゐるけれども、私どもの考へは違ふのです。私どもはそれはそれとして、これはあとでガソリン税の問題については、専門家に聞かからうと思つて、一般財源をもつと入れるということなんです。

○田中一君 いま御発言のあったプロパンガスがいつごろ、これに対する

私は伺おうと思ったが、いまあなた御発言があったからこの際伺っておきませんが、御承知のように、プロパンガスに対する国民の、危険視といえますか、安全性が欠けているのじゃないかという心配がありますし、また、現在営業用に使っているプロパンガスの施設等は三万円程度のものであって、そして三分の二ぐらいの燃料費しかかからぬというようなことになりますと、これはやっぱり燃料そのものに、熱源そのものに對する徴税の不均衡というものが行なわれています。これに對しては、建設大臣の所管じゃない、これは鉱山局になるのかどこになるのかわからぬけれども、その原案をつくるのはですね。その点は、建設大臣の発言があったから、その中にはおそらく閣議等でも話し合いがあったと思うのです。その点はひとつ建設大臣からはつきりしたものを、方向を伺って、それから主計局、大蔵省並びに通産省のほうから御意見伺いたいと思うのです。

○国務大臣(河野一郎君) 大蔵当局、通産当局がその準備をしておいでになるかどうか、私はまだ知りません。そこまでまだ内閣の方針は固まっておられません。固まっておりますが、私としては、なるべく早くこの問題を手をつけて、そうして来議会等あたりまでには、少なくともプロパンガス等についても、ある程度の手当てをしていかなければいかぬと、こう考えております。まあ寄り寄り閣議等でも話題にならぬことはございせんが、固まった意見としてまだこれについての論議を

した、協議をしたことはございませ

○説明員(川村博太郎君) プロパンガスの課税につきましては、二つの方面から種々従来検討がなされております。一つは、家庭用に消費されます厨房用の電気、ガスとの関係であります。御承知のように、電気、ガスにつきましては、地方税といたしまして市町村が現在八割の課税を行なっております。これに對しまして、最近、地方都市におきましてプロパンが家庭用の消費にかなり使われるという面から、その面の権衡をどうするかという面からプロパンガスの課税が問題になっております。それからもう一つは、いま御指摘のように、ガソリンがかなり高率に課税を受けているにもかかわらず、プロパンが課税をされておられない、その面の権衡をどうするか、この二つの問題につきまして、この二年間税制調査会ではかなり真剣な討論が行なわれております。しかしながら、現在プロパン自動車は、全国一七、八千台ございまして、したがって、その面からプロパンに課税をいたしますことは、徴税コストあるいは徴税費、これが非常にかかるということ、で、もう一つは、先ほどの家庭用消費との区分をどうするかという面から、徴税技術上きわめて複雑な税制がつくれねばならないという見地から、現在まだ見送られております。しかしながら、LPG車とガソリン車と、コストを比較いたしますと、LPG車が、キャブエンター等を取りかえるという償却費負担の増加を勘案いたしましたとしても、ガソリン車に比べて四割程度の負担で済むというところでございまして、将来

道路財源と結びつけてまして何らか検討を続けなければならぬものと考えております。

○政府委員(加藤俊次君) LPGに對する課税の問題につきましては、実は来年度の予算を編成するときに、大蔵筋から話が実はあったわけでございまして、いま大蔵省から答弁がございまして、二つの面から考え方がありたいと思いますが、最初の、一般の家庭で消費いたしますプロパンガスについての課税の問題につきましては、これは通産省全体の問題になるかと存じますが、通産省は従前から、現在の地方税としての電気ガス税、これも一刻も早くなくしてもらいたいというふうにお願いをいたしているわけでございまして、それと同じ趣旨からいたしまして、一般家庭用で使われるLPGガスに對する課税については反対であるというところをはっきり申し上げておきたいわけでございまして、それからガソリン税との均衡の問題で、自動車に使用いたしますLPGガスに對する課税、これはただいま大蔵省から御説明のございましたように、まだ財源的に見た場合に、あまり大した財源にならぬというふうなこともあったと思うのでありますが、私ども、ガソリン税との均衡論ということで話がまいります場合には、これはやはり理屈としてはある程度協力せざるを得ないのではなからうかと、将来このままほってまいりますというのと、相当ガソリン車がプロパンガス車に置きかえられるというふうな見込みもございまして、その成り行きいかんによりましては、私ども、石油政策上の問題といたしまして、この点については将来の成り行きを見守る必要

があるというふうにご考えておりまして、最初の家庭用のLPGガスに對する課税問題とは多少変わったニュアンスでこの問題を考えているということでございます。

○田中一君 来年、四十年あたりに、それが具体的に結論が出るということになりませんか。

○政府委員(加藤俊次君) 実は、現在の段階におきましては、私どもはむしろ受けて立つというふうな立場にあるわけでございまして、関係方面からそういうお話がございましたら、これをひとつ検討してみたいと、こういう感じでございます。

○田中一君 しかし、同じプロパンガス営業車であつて、河野さんは、今度の一〇〇%の値上げすら少ない、もっとたくさんガソリンから取るべきだというふうな発言も、内閣の関係から出ている。この際を受けて立つということとは、どこからそういうことが発動されたならば受けて立つというのですか。建設大臣のほうから、プロパンに對する課税の徴税もしてくれと、こういう要求があったら立つというのですか。

在の段階においては、普及率がまだそれほどまでの状況にはいつていないのじゃないからうか、こういう感じでございます。

○委員(北村暢君) ちょっと速記をとめて。

○委員(北村暢君) 速記を起こして。

○田中一君 池田さんに最初に伺いたいのですが、これは当委員会に提出された資料ではないかと思うのですが、これをひとつ説明してください。

○参考人(池田三郎君) 私、石油連盟の専務理事をしております池田でございます。

○田中一君 その前に、石油連盟というのはいかにかくのもので、大体こういうメンバーで、こうであつてという、ひとつあなたのほうのなを、構成、組織ですね、そうした面について説明してください。

○参考人(池田三郎君) ただいま石油連盟につきましてお尋ねでございますが、石油連盟は、石油の精製または元売りをいたしております会社の集まりでございます。現在二十社ほど加盟をいたしておりますのでございまして、仕事といたしましては、石油精製、元売り業界の親睦をはかるということのほか、石油のPRをいたしますとか、あるいは政府、国会その他関係方面にいろいろな御意見を申し上げる、その他石油精製、元売り業が健全な発達をはかり得るような仕事を、こういうふうなことになるのでございまして、以上が石油連盟の組織、目的でございますが、昭和二十九年の十一月に設立をされております。

それから第二表でございますが、ガソリン税、軽油引取税が逐年増加いたしてまいりまして、したがって、その税収額がふえてきております数字を掲げておるのでございます。昭和三十年から起算いたしましたして、三十八年度まで、そのふえておる概況をまとめたものでございます。

それからその(2)が、ガソリン税、軽

常に高くなっております。それから金額も三千億と、こういうような膨大な金額になっておりまして、この大きな税金を、メーカーでありますところの石油精製会社が精製工場から出すときにこれは納税するわけでございまして、この大きな金額を、消費税でございしますが、石油業者が納めておる、こういうような実情でございします。し

たがって、最近のように代金の回収が非常におくれていると、こういうようなことになりまして、その三千億という大きな金額の資金繰りが非常にむずかしい問題になってまいります。それからその間、銀行から金を借りてお納めをする、こういうような関係もございまして、その利子負担というの、これもばく大なものになってくるわけでございます。ガソリン税の徴税方法につきましては石油業界の実情に理解のあるような方法をお考えをいただきたい。これもわれわれが熱望をしておる点でございます。

さようなわけでございまして、道路整備、これはまあ必要でございますが、財源なり徴税方法につきまして、十分の御検討をお願いしたい、これが石油業界としてお願いしたい点でございます。

○田中一君 何ですか、いまのパーセンテージですが、一〇%の増徴、それからそれだけの分の道路整備ができていくわけですから、そういうものはたいした影響はないのですか。たとえば砂利道よりも舗装道路のほうが、ガソリンの消費率といいますが、これは軽減されるのどのくらいになりますか。もう一つそれに加えて、時間的なプラスですね、全体に對する、というのは、近距離で走れるようになりますからね、そうした経済的なプラスとマイナスの面はあなただけで調整になったことがありますか。

○参考人(池田三郎君) 道路の整備によりましてどの程度メリットがあるかと、こういうお尋ねでございますが、確かに道路がよくなれば、いろいろな面におきましてコストが下がる、

これはもう間違いないところでございます。計算もいろいろなところですが、れたものがあるわけでございまして、実際にその運賃コストが下がるか、こういうような数字をいまはつきり申し上げるような資料は私存しておりません。

○田中一君 益田さんに伺いますが、同じようにひとつ全国石油商業組合連合会の組織といたしまして、目的とか、それと、これに對する御意見をひとつ伺いたい。

○参考人(益田晋君) 私、全国石油商業組合連合会の会長の益田でございます。ただいま御質問いただきました私どもの業界の規模を先に御説明させていただきます。

全国石油商業組合連合会は、昨年の五月に連合会として発足したものでございまして、この法律の基礎は、もう御承知のとおり、中小企業の組織に関する団体法によつて設立されたものでございまして、それ以前は、昭和二十八年に中小企業等協同組合法によりまして設立いたしました全国石油業協同組合連合会というものがございまして、この協同組合の事業の一環として、この協同組合の他の調整、指導事業を行なつてきておるわけでございまして、したがって、昨年五月、全国石油商業組合連合会が発足いたしましたとともに、調整行為はこの商業組合連合会の方に移して今日に至つておる次第でございます。

業者の数を申し上げますが、これは、昭和三十三年に石油業法ができてから、その第十三条で石油販売業者の届け出制が取り上げられ、この石油販売業者の届け出によりまして調査いたしました結果の概数でございますが、全国の販売業者の数は、およそ二万でございます。そうしてその事業所は、全国どこでも見られますガソリンスタンドを代表格といたしまして、およそ三万七千でございます。そうしてその二万の販売業者のうち、八五%、一万七千が私どもの石油商業組合に現在加入しておりますが、実情でございます。申すまでもなく、ほとんど大多数、全部といつていいぐらい中小企業者でございます。

そういう組織によりまして、たいていいろいろ御審議されておりますこの石油諸税、ガソリン税ないしは軽油引取税につきまして、私ども先般来、ただいまも話しございまして、道路整備の目的といたしまして、道路整備が完成されることにつきましては、基本的に反対を唱えるものではございません。ただ、こうして石油諸税が増徴されることによりまして、私どもの業界、中小企業者の業界の上に非常に大きな圧力がかかってくるということにつきまして、これが私ども先般来、反対の意思表示を続けてまいつた理由でございます。

この理由の第一は、消費税である限り、これを消費者に転嫁しなけりやならないのでございまして、その転嫁の方法が、現在非常に困難な面に達しておるというのを申し上げたいと思つております。石油業界には、これは池田参考人の分野でございますが、精製、元売り業者の段階におきまして、長年にわたる非常な過当競争が実在しておるのでございます。この過当競争は、もとより石油販売業界に影響のなからうはずはございません。縦の系列、先ほどお話がございました二十数社の元売り

各社の縦の系列に属しております販売業者が、やはり精製、元売り段階の過当競争によりまして、過剰生産品を無理に販売せられるような情勢が幾つもあつたのでございまして、そういう中におきまして、今回また増徴されるというその税の転嫁の方法でございます。従来非常に過当競争が実在しております。したは申し上げながら、非常に石油販売業者も需要の伸びからくる好況裏にあつたわけでございまして、ところが、新聞紙上で御承知のとおり、すでに元売り各社のうちには破産寸前に迫つておるような会社もあるようなことであります。彼は推して知るべしで、私どもが販売業者として元売り各社を批判するのはどうかと思つて、常識的に考えまして、今回の増徴分は、元売り各社がこれを負担する余力は私どもなからうと思つてございまして、従来数次にわたります増徴はどういうことかと申し上げます、その元売り段階における過当競争の關係上、およそ増徴分の三分の二程度は石油業界、つまり石油元売り段階及び販売業界、これを総合しての石油業界で吸収されて、三分の一程度がわずかに消費者に転嫁されておるような状況でございます。ところが、今回の増徴は、ただいま申し上げましたような元売り各社間における過当競争は実在しながらも、その中に吸収できる余力は私どもはないと考へるわけでございまして、と申しますと、これは完全に消費者に転嫁できなかった場合には、中小企業者であるわれわれ販売業者がこれを負担しなければならぬという、非常に大きな問題が発生するわけでございまして、こういう転嫁先につきまして、今回の増徴

案にはいささかも御配慮がただけで、おらないということが、私どもは非常に不満に存する次第でございます。

もう一つの問題は、中小企業者に対する金融の圧迫でございます。中小企業者は、もとより非常に脆弱な企業体でございますので、普通でも、ふだんでも金融機関、市井の金融機関の金融援助は非常に薄いのでございまして、のみならず、石油業界には、ただいま再三申し上げました過当競争の余波を受けまして、この石油業界に對する、石油販売業者に對する金融は、いづれの金融機関もまず二義あるいは三義的に取り扱つておられるのが実情でございます。今回の増徴によりまして、私どもの計算しました数字によりまして、ガソリンの場合は、およそ二百七十億、軽油引取税の場合は八十億、双方ともこれは地方税も含んでおるわけでございまして、合計三百五十億前後の増徴になるのでございまして、しかも、今回のこの額がほとんど全部石油販売業界でこれを完全転嫁しなければならぬ責任を負わされておるわけでございまして、そういう意味におきまして、この金融措置について、やはりこれも御配慮のほどが私どもには非常に不足しておると、ぜひ何らかの形におきまして御解決をいただきたいということを切に申し上げたいのでございまして、ただいまこういうことを御説明申し上げるのほどかと思つて、元売り各社から販売業者への、販売いたしました商品代金はおよそ三十日ないしは六十日、平均四十五日程度で回収されておるのでございまして、にもかかわらず、販売業者が消費者に販売しておりする代金の受け取りサイトは六十

日ないし百日、長いによりましては百二十日、百五十日といったようなものもかなりあるのをごさいます。その相互間のズレ、これも中小企業者である販売業者が現在負担をしておる、こういう実情からしまして、今度の増徴は非常に私どもの業界に及ぼすところが大きいので、この二点につきまして、特に私どももお願い申し上げるというところでございます。

○田中一君 加藤局長に聞きますが、いま石油の標準価格は一ぺんきめておられますね、業法で。標準価格は幾らになっておりますか、おもなるものでいいですか。

○政府委員(加藤次君) 御承知のように、石油業法が一昨年の夏から施行になったわけでございますが、その中に、標準価格の規定がございまして、一昨年の十二月の十日からこれを実施いたしておるわけでございます。これは法律的性格は、あくまでも標準価格というところでございまして、いわゆる強制力といえますか、マル公的な性格は持つておらないわけでございまして、お尋ねの現在の標準価格でございますが、これはガソリンとそれから重油だけについて決定いたしました。公示いたしました。ガソリンにつきましては一萬一千三百円、こういう数字になっておるわけでございまして、そこへ現行の二萬六千六百円のガソリン税がそのまま転嫁されるということになります。元売りなり精製会社が出す値段、これは三萬七千四百円、こういうことに理屈としては相なるわけでございまして、先ほどお話しございましたように、現在元売り、あるいは精製業者が非常に過当競争でござい

して、この標準価格をかなり切つておるといふのが現状でございます。

○田中一君 今度の一〇%値上げというのは、一萬一千三百円に対する一〇%ということになるのですか。増徴部分は一萬一千三百円に対して一〇%——一割ということになるのですか。

○政府委員(加藤次君) 今度の増徴部分は、ガソリン税と地方道路税合わせて現在二萬六千六百円であるわけでございますが、その一割、つまり二千六百円を両方で合計して増徴するというに相なるわけでございまして、先ほど申し上げました標準価格が、ガソリン税抜きで決定公示いたしておりますので、そういった面からの影響はないわけでございまして、先ほど申し上げました、これを完全に転嫁するということになれば、両方合せて二千六百円をさらに上乗せして、精製、元売りは特約店等に渡す、こういうふうに相なるべきものであらうというふうに考えるわけでござい

○田中一君 そうすると、標準価格が一萬一千三百円、現行税が二萬六千六百円、これにあと千三百円増徴されるということになるのですか。合計したものでしょうか。

○政府委員(加藤次君) 中身の価格そのものは、標準価格で変わるものじゃございまして、現在道路税と合わせて二萬六千六百円である税金が、一割の二千六百円だけ増徴されるということでございますから、これは中身の価格に關係のない税金そのものの増徴と、こういう關係に相なるわけでござい

○田中一君 そうすると、価格は税込

みで三萬九千十円になるというわけですか。

○政府委員(加藤次君) 現在標準価格の一萬一千三百円に税金分の二萬六千六百円を合計いたしますと、三萬七千四百円ということに相なるわけでござい

○委員(北村暢君) ちよつと速記をとめて。

○委員(北村暢君) 速記を起こし

○委員(北村暢君) 速記を起こし

○委員(北村暢君) 速記を起こし

午後一時十二分開会

○委員(北村暢君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○田中一君 加藤局長に伺いますが、ガソリンの標準価格というものは、どういう基準で算定したのか、あるいは、これは何か石油業法の中に、それらを政府の諮問に基づいて答申したという額という手続を踏んでおるのか、どういう形になっておりますか。

○政府委員(加藤次君) 石油業法の標準価格についての考え方でございますが、石油価格が異常に暴騰したり、あるいは暴落することによって一般の消費者に御迷惑をかける、あるいは石

油業界自体の安定の面から見て非常に困るといふ場合に発動することになっております。それで、そのときのつくり方の基準でございますが、一つには、精製会社における原価、これがやはり重要な要素になるわけでござい

○政府委員(加藤次君) 石油業法の標準価格に決定したわけでございます。

○田中一君 これは通産省が、あるい

は通産大臣が決定するのですか。それとも決定権というか、それをできるのはだれですか。

○政府委員(加藤次君) 石油業法の十五條に規定があるわけでございまして、これを決定いたしますのは、通産産業大臣が決定することになっております。ただ、この法律の中に、通産大臣がいろいろ重要な事項について処分を行ないます場合は、石油審議会というものがございまして、その石油審議会におはかりをいたしまして、その意見を聞いた上で決定し、これを告示すると、こういうことに相なっております。

○田中一君 池田さんにちよつと伺いますが、いま精製、元売り業者二十社のコストというものは、これは完全な合理化された設備投資を行なつておるところのコストと、わりあいにはそれほどまでに投資が伸びておらない精製業者とは、おのずからコストが違ふと思うのです。それからまあ、御承知というか、私なんか初めて知つたのですが、世界の石油資本というものは、これはまあ従来から知つておるようには、そろしいものである。日本の精製業者のうちの相当数の大手は、全部外国資本と結んでおると思うのです。それらの原油の輸入——まあ関税はこれは同じです、同じだと思ひますが、品物のキロ当たり幾らだとかいう表示だと思ふのですが、そのコストを発見するに、二十社がむろん共通のものではないからうと思ふのです。また、輸入される原油の価格というものは同じものかどうか。また、アラビア石油のよう

に、あつて日本が特に世界の石油資本に対抗して独自の考えでもって輸入

は通産大臣が決定するのですか。それとも決定権というか、それをできるのはだれですか。

○政府委員(加藤次君) 石油業法の十五條に規定があるわけでございまして、これを決定いたしますのは、通産産業大臣が決定することになっております。ただ、この法律の中に、通産大臣がいろいろ重要な事項について処分を行ないます場合は、石油審議会というものがございまして、その石油審議会におはかりをいたしまして、その意見を聞いた上で決定し、これを告示すると、こういうことに相なっております。

しているものもある。それらの経緯は一体どうなっておるのか、その現状をひとつ説明していただきたい。究極の結論としては、いまの標準価格というもの、二十社共通のものであるのか。まあこの標準価格によって大きな原価としての利潤を——コストです、コストの安いところと高いところとありますから、その辺はどういうぐあいになつておるのか、説明願いたいと思います。

○参考人(池田欽三郎君) ただいま標

準価格の点に関連いたしました。コストのお尋ねでございますが、標準価格を設定いたしましたときは、先ほど鉱山局長もお話しになりましたように、全体の石油精製会社のコストをながめておきめになったと思うのでございますが、これを各社のコストに割り当ててみまして、相当ここで開きのあることは、これは事実でございます。

ただその重点は、原価の価格はそれほど大きなポイントではない、もちろんその原油の質によって非常に違う関係もございますので、その点も確かにあるとは思いますが、コストの三分の一程度ぐらいは輸送費でございますまして、運賃でございます。それ

で、タンカー・フレートがどういふことになっておるか、会社によりましては非常に割り安なタンカーを雇っておる会社もございます。あるいは割り高のタンカーをかかえておるといふよ

うなこともございまして、タンカー運賃がどのようになっておるかという点
が相当大きな問題ではないかと思いま
す。それから設備につきましても、多
量に生産をいたしておりますところも
ございます。また、比較的規模の少な

いところもあるわけでございまして、そういう点もコストの計算に相当影響しておるのではないかと、かように考へておるわけでございます。そういうような各社異なりますコストを全体平均いたしまして、そして利潤を加えなないでコスト・ベースで算定をされたのが現在の標準価格、こういうことになっておるのではないかと思われま

す。

○田中一君　そうすると、輸入原油の価格で算定された基準というのですか。

○参考人(池田欽三郎君) 原油の価格

かという点になっておるか、それから運賃がどうであるか、それが結局CIF価格になるわけでございますが、それに対して関税がどれほどかかっておるか、精製費がどれほどか、販売費がどれほどかと、こういう点を計算いたしました標準価格がきまっているのじゃないかと思ひます。

○田中一君 そのうち あなたのほうじゃみんなもう、ことにあなたは専務理事ですから詳しく知っているだろうと思うけれども、一番コストが高くないという会社と安くついている会社はおわかりでしょうから、ちょっと説明してください。

○参考人(池田欽三郎君) 実は私、各社別のコストがどういうことになっておるかというようなことを連盟で調べておりませんでし、はつきり申し上げかねると思います。

○田中一君 加藤局長、説明してください。説明ができてにくいようなら資料を出してください。一昨三十七年の十二月十日の日に算定したときの基準、いま言う各社のコストの調査があるはずですが、資料を出してください。

○政府委員(加藤悌次君) 私、標準価格設定当時、実はほかのポストにおりまして、実は恐縮でございますが、詳しく当時の事情を抽象的にしか聞いていないわけでございます、あとでそういう面の資料がもしあれば差し上げたいというように存じますが、私の聞いておりますのは、各社で、各社別でどういうふうになっておるかという点の資料までとはっていないというふうに聞いております。大体、当時の、

いま池田参考人からお話しありました

が、連盟のほうといろいろ御相談いたしまして、要するに各コストの項目につきまして、たとえば原油はFOBで幾らぐらになるのが至当であるか、さらに、それにプラス運賃、これにいまお話しのように、非常に差等があるわけでございますが、当時として、一般的な当時の状況から運賃をどの程度に見るのが妥当であるかと、こういう

個々の会社の具体的な現実の原価計算に基づくというよりも、そういう項目ごとの標準的なものをどういうふうに考えるか、こういった面から検討をいたして決定をしたというふうに実は聞いておるわけであります。先生いま御要求のような各社ごとのやつは、実

○田中一君 通産省が管掌しておる各

業者のうち、その商品の標準価格というものを通産大臣がきめている品種は、ほかにございますか。

○政府委員（加藤藤次君） あるいはほかにもっと例があるかもしれません。が、現在同じような考え方で標準価格

的なものを設定しておる例といたしましては、石炭がございました。それから問題になっております肥料の国内の販売価格と申しますか、これにもそういう性格のものとあります。ちよつといふ私の記憶にのぼりますのは、その程度でございます。

○田中一君 この標準価格というものは、いま言う数字に基づかないで別の配慮で算定されたということは、私、国民としてはいただかねるのです。

むしろ石油業法ができたということ

は、先ほど局長の説明があったように、石油産業の健全な発達というか、これすらおかしいものであって、権力がいわゆる自由経済に介入している姿だと思ふのです。一方、日本の産出する石油というものの保護を考えておるのか、これはよくわかりませんけれども、少なくとも資本主義社会というもの、自由競争によって食い殺すも

のがあり、食い殺されるものがある、
 こういう現象があるのが普通なわけ
 です。しかし、その中でいわゆる日本
 の、わが国のわれわれの日常生活、消
 費生活というものに大きなひびが入
 るということがあつちやならぬ。ただ単
 に、それが底根を防ぐということより

も暴勝を防ぐということのほうが、その施策の中心であるならば、あえて否定はしませんが、しかし、その算定の数字というのは、自分がおろなかつたから、あるかないかわからぬと

いうことじゃない。あるというように
答弁するのが正しいのです。そんなむ
ちゃくちゃな感じでもって標準価格を
きめられてはたまったものではない。
必ず数字があります。委員長、これは
はっきりと嚴重にあすまでに、あすの

採決までに提出させるように要求して
いただきたい。

○委員長(北村暢君) 委員長から要望
いたしますが、ただいまの田中委員の
要求する標準価格の算定根拠ですね、
これは、算定根拠は、各社別のどうこ
うということでなしに標準価格の算定
根拠は示されるであらう、このように
思いますので、あすこの法律を上げる
予定になっておりますので、あすまで
にその資料を提出していただきたいと

思いますが、できませんようか。

○政府委員（加藤悌次君） 私も、当時
ました。

○田中一君 そこで、丸善石油がしばしば
らく前に何か経営上の問題があったと
いうけれども、どういうことだったの
ですか。これは加藤さんに伺ったほう
がいいでしょう、池田さんに伺うよ
り。

のことについて詳しく勉強いたしておらないわけですが、丸善石油が諸般の事情から経営の行き詰まりと申しますか、資金的にどうにもならなくなりました、いわゆる首脳陣が交代して再建をやるうということになりましたのは、一昨年のたしか五月ごろで

ございまして、当時これを再建するためにいろいろ問題があったようでございますが、いわゆる外資会社のユニオンというアメリカの会社でございますが、おもに資金的な面のバックアップ

をしてもらおうということで、当時三分の一の増資をいたしまして、その増資分の株式をユニオンに引き受けてもらって、そのほかいろいろな資金面なのにもございましたが、一応そういうかっこうで再建をはかろうということ

に相なりまして、現在、いまその再建の途上にあると、こういうことでございます。

○田中一君 この二十社の中には、池田さん、アラビヤ石油が入っておるんですか。

○参考人(池田敏三郎君) 入っております。

○田中一君 この石油連盟に入っておりますが、元売り会社の名前、ちょっと教えてください。

○参考人(池田敏三郎君) アラビヤ石油は、現在石油の採油会社でございます。石油連盟は精製、元売り会社でございます。したがって、アラビヤ石油でございますが、帝国石油でありますか、資源開発でありますか、北スマトラ石油、そういう石油の採油会社は入っておりません。

○田中一君 いや、精製会社に入っていない会社はございますか。

○参考人(池田敏三郎君) 現在入っております。太陽石油——これは四国に工場がございますが、太陽石油、それから、昨年の秋ごろまで入っております。現在脱退しておられます。出光興産、この二社が、大きな石油メーカーとして入っております。

○田中一君 標準価格は、これは改定するのは、何か法律で定まっている時期に改定するんですか。それとも、安定というのか、どういう機会に——通産大臣がそれを発動するんですか、改定をしようというのか。

○政府委員(加藤勝次君) 現在設けております標準価格は、先ほど答弁申し上げましたように——ちよつと訂正させていただきますが、十二月ではなくて、十一月の十日でございます。間

違つて恐縮いたしました。訂正させていただきます。そのときは、先ほどお答え申し上げましたように、当時石油精製業界のお互いの競争が非常に激しくて、価格が非常に下落するという状況にあったために設定をいたしたわけでございます。この標準価格というものは、そういう特別の必要が起きましたときに、業界の準拠する一つの目安として設定公示するわけなんです。いまして、始終こういうものを設定しておくという性格のものではないわけでございます。したがって、今度の標準価格設定になりました必要な事情が解消すれば、これは当然廃止してしかるべきであるというふうに考へておるわけでございます。

○田中一君 一応、法律に準拠しない、たとえば、建設省が各種の建設労働者、この賃金を、一応建設省内部で標準価格をきめておる向きもあるようです。これは賃金の場合、各省別違うのです。これは、商品で廃止をしてもいいんだという前提ならば、これはけっこうですけれども、しかし、かりにこれを改定しなきゃならぬという場合に、いまの二十社に結集されている石油連盟のほかに、太陽石油とか出光興産とかいうものも調査の当然対象になるわけですね。そこで、出光興産がなぜ脱退したか。それで、どういう理由で——通産大臣が相当骨を折つて再加盟するように懇願しておるといふことは、新聞等でも拝見しておりますけれども、どうしてどういう理由で脱退したのか。その間の経緯、これは池田さんのほうが詳しいでしょうから、池田さんからひとつ説明してください。

○参考人(池田敏三郎君) 昨年、本年度の下期の生産計画を各社が出します場合に、下期の全体の供給計画が業法においてきまるわけでございます。それから、それをどういうふうにして、その供給計画にマッチするような生産計画を出すかと、こういうことで、これは通産省の御指導のもとに連盟内部でもいろいろ検討をしたのでございます。その際、各社の生産計画をどうするかという問題につきまして、意見が相違するところがございます。連盟を抜かれると、こういうことになったのがある原因であると思つてござい

○田中一君 先ほどから池田さん益田さんも、元売り業者の過当競争が激しい、これはダンピングが激しいという意味なのではないか。過当競争というのは値上げの競争じゃなくて、値下げの競争が激しいんだと思うのです。そこで操業短縮その他の問題が、石油連盟のほうではいろいろ話し合ひが出てきたけれども、出光がそれに同調しなかつたということなんです。そうすると、私がそういう皆さん方の業態にまで質問するのも、道路整備五カ年計画というものを促進させようという意図が私にはあるわけなんです。それに安定した財源というものが確保されなければならぬことが一つ。それと同時に、これに従事する精製業者、元売り業者並びに小売り業者等がどつちかに不当なるしわ寄せを受けてはならないのじゃないか。また、どうしてもいまの制度が不当なるしわ寄せを受けなければならぬようなシステムになつておるならば、また、その課税率という

ものが非常に不当な課税であるということならば、これは当然、建設省はかまいません。大蔵省のほうで相当考慮しなければならぬと思うのです。そういう点から伺つておるわけですから、少し行き過ぎた質問があつてもお許し願つて、御答弁願ひたいと思つたのです。先ほど益田さんから伺つた、これはまあ消費税です——消費税ときめていいのですか、大蔵省のほうでもこの税を。

○説明員(川村博太郎君) けつこうでございます。

○田中一君 消費税であり、そうしてまた徴税の方法は庫出税という形式になつてゐる。したがって、精製業者、元売り業者が当然蔵から出す場合に、その員数によつて課税されるのが当然であります。今度は逆に一応支払い

○参考人(益田晋君) そのとおりでございます。したがって私どもは、言い過ぎかもしれませんが、徴収実務者だと解釈しておるわけです。

○田中一君 いま益田さんのおことばですが、徴収実務者はこれはやっぱり国税庁でしょう。国税庁がやっておると思うんです。この蔵出し業者から——元売り業者から収税してゐるわけなんです。しかし、元売り業者の払つた金を、元売り業者に消費税ですから消費者から持つてくる、元売り業者がすべきものを代行してゐるということになるわけでしょう。形は、そうなる。と伺ひたいのは、精製業者、元売り業者——精製業者即元売り業者もある、また精製業者から元売り業者になつてゐるものもあるでしょう。これはまあ同じ資本系統だと思ひます。それらの人々と、ここにある特約店とかあるいは販売店とかの契約はどうなつておるんですか、何か契約の見本でもありましたらひとつちょうだいしたいんですが、ちやうだいできますか。そして、その形式はどういうことなんです。たとえば、たいいてい年間なら年間五百万の品物をいつも出してもらう、それについてどういう保証金制度か、あるいは担保を入れるとか、いろいろあると思うんですが、そういうものはどうなつてゐるか、ひとつ詳しく説明してください。

○参考人(益田晋君) 手元にたゞいまそういうひな形を持参しております。それで、ひな形が入手できるかどうか、これは元売り各社にお願いしたいと思ひます。私がこの契約書の内容を申し上げますならば、いずれの元売り各社も、その特約店に對しまして契約面

で、他社の商品を扱ってはならないという規律をしております。しかし、それは過当競争場裏にまぎれまして、必ずしも実施されておらないのが実情でございます。それには元売り各社も責任がございまして、より多く売るために、自社の系列販売店を奮励いたしまして、量を売るといふことに専念するあまり、特約店は他社の系列にも売らなければ量がはけないというふうな現状でございますので、必ずしもたまたまの系列の尊重はされておりません。それから取引の実態は、販売業者が元売り会社に対して提供しました担保の範囲内における制限取引をやる、それから同時に、先刻申し上げましたように、支払いサイトを、月末何日間に支払うというサイトもきめておるのでございます。まあ重要な部分はそんな点ではないかと思ひます。

○田中一君 しかしその取引も、いまの他社の製品を扱っちゃならない、これは当然自分の会社を守るために、そうなるでしょう。それを売り込み競争のために二社も三社もやっていると、これは契約違反である。しかし、手形やその他決済の問題も、これもやはり契約面に於いては、たとえば元売り業者と精製業者の間に、百二十日であろうと、百五十日であろうと、また、元売り業者と販売店の間に、それが六十日であろうと九十日であろうと、これは商業組合の諸君が弱いということに尽きるのだらうと思うのです。しかし、いまお話のあったように、契約上は他社の製品を扱っちゃならぬとありながら、各社のおのの販売網を広げるために、売り上げを増すために、相

当切り込み戦をやっているということになると、石油業法の面では、かかる行為というものに対しては、どういふ考えを持っているのですか。どういふ規制があるのですか、ないのですか。

○政府委員(加藤次君) 業法自体といたしましては、そういう販売の面については、あまり考慮の中に入れておらないわけでございます。

○田中一君 しかし、一つの基礎産業的な熱源というものを確保するため、そこまでの考えを持つならば、何か勧告程度のこともその業法の中に入っているのじゃないかと思ひますが、私はいまその石油業法を持っておらぬものだからわからぬのですが、そういうものに対する勧告程度のものはできないのですか、通産大臣のほうから。過当競争というものがすべてのネックになっているというならば、それを除去するような方法を講ずることは法律面には出てないのですか。

○政府委員(加藤次君) 販売の系列等の問題につきましては、ただいま申し上げましたようなことで、特に石油業法として特別な考慮を払っておらないわけでございますが、先ほど来問題になっております標準価格を設定し、これを公示する——これは裏返して言いますと、少なくとも長い目で見た石油業界の安定のためには、この程度の価格は守ってもらふ必要があるというところでございまして、実質的には勧告というふうな感じで受け取っていただいてしかるべきではなからうかと、こういうふうな考えでいるわけでございます。

よく知っていますけれども、どの立法例でも、常にです、密接な関連を持ちながらその法律の立法の目的に沿わない不当なる行為に対しては、やはり勧告なり何なりしている、こういう事実のほうが多いのじゃないかと思ひます。むしろこの石油は許可営業じゃございませんね。

○政府委員(加藤次君) 石油精製業につきましては、事業の規制について、この業法の中になら規定はございます。第一点は、新しく石油精製業にこれから進出するという場合には、全部許可制になっております。それから既存の石油精製業者が新しく設備を増設したいという場合にも、原則として全部許可制になっているわけでございます。

○田中一君 それなら、なおさらのこと、いま問題になっているのは過当競争による問題が多いということとを全国石油商業組合では言っているわけだ。また、おそらく蔵出しするほうの側の人たちは、そういうむだな過当競争をしたくない、だから操業短縮でもやろうということになるのじゃないかと思ひます。それはどうにもならないということになる、これは法律の問題ですか、行政の問題ですか、どっちですか。行政指導の力が弱いという問題なんです。それとも法律の問題なんですか。許可営業というきびしいものを持つていながら、その混乱というものを助長するような法律ではこれはあつてはならぬと思ひます。いま局長のお話では、精製業者の安定と言ふけれども、逆に今度は音を上げられちゃなおさら困るわけだ。そのほうにウェイトを置いて石油業法が成立するものだとい

る、これは石油業法の十条にそういう規定がございまして、そういうことになつておるわけでございしますが、実はこの業法の最初の運営の場合に、この法律の規定に基づきまして、各社から生産計画をとつてみましたところが、当時やはり設備が、まあ非常に申しますか、過剰の状況にもあった、それから先ほど申し上げました原油の売り込み競争が非常に激しくなつたということに原因いたしまして、当時出ました各社の生産計画をトータルいたしてみますと、そのときの供給計画の中で必要とされる量を二、三割上回るといふふうな状況になつたわけでございまして、実は石油業法の中でも計画が非常に小さ過ぎる、あるいは大き過ぎる、両方の場合があると思ひますが、そういう場合には、通産大臣が、その変更について勧告ができるという規定があるわけでございしますが、当時石油審議会にも一体これをどういふふうにかつていたかといふことではおはかりましたし、結果、これは政府の行政指導でございしますが、できるだけ石油精製業界全体の生産の計画を供給計画に合はせていただくことが必要ではなからうかといふことでございまして、そういう考え方から、トータルをいわば生産制限するという場合に、これを各社でどういふふうに分け合ふか、こういう実は問題が出てまいつたわけでございまして、これが先ほど少しお話もございましたが、せっかくな石油連盟という団体があるわけでございしますので、その中で生産調整の基準をどういふふうにすべきかといふことをひとつきめて、これはまあ非常に強い役所の要請に基づ

いて、そういうことをお願いしておるわけでございします。従前ずっと中でいろいろ御議論があつて、ある一定の基準に基づいてやつておられた。たまたま出光問題が最近起つたわけでございします。そういうことで、この石油業法の規定に基づいては、石油業界の全体の安定をはかるという意味合いからいたしまして、業法の勧告規定、これをうしろだてにしながら、非常に強い生産調整の面においての行政指導やつておるといふのが現在までの経緯でございします。

○田中一君　そこで、いま伺つてみると、むしろ過当競争ということになると、末端の販売価格、消費者価格というものが非常に安くなつておるわけですが、これは益田さんにお聞きします、これは消費者価格といふものが標準価格よりも安くなつていますか。

○参事人(益田晋君)　非常に影響されておることは事実でございしますが、現在元売り段階におきまして過当競争によつて非常に仕切り価格が下がつておる、それに巻き込まれて、中小企業者が落ち込んでしまつたならば、中小企業経営そのものが存立しなくなるといふふうなことから、組織をあげて小売り価格の維持につとめておる次第でございまして、したがひまして、元売り段階における過当競争はどンビアーな小売り価格には落ち込んでおるとは考えておりません。

○田中一君　それじゃ、元売りから安くもらつて、うんと安く売つておるんじゃないですか、商業組合は元売りから安くダンピングして売つておるら

て、いままでよりも利潤が高くなつておるんじゃないですか。

○参事人(益田晋君)　現在は一部そういう様相もございします。しかし、これは元売り段階における過当競争がいつ終息しないとも限らず、そうした場合には、現在ほとんどなげ状態になつておる標準価格もいつ実施されるかもわからない現況でございしますので、瞬間的な問題だと私どもは解釈しております。

○田中一君　そこで、この元売り、蔵出し業者が一萬一千三百円を割つて出している場合、標準価格何%の徴税になつておるのか、とすると、蔵出し価格が安くなつていけば、税金が安くなるのは当然ですが、税金をきめるのは、率はおかつかつておりますけれども、どういふ方法でやつておるのですか。蔵出し価格が下がれば下がったほどやつておるのですか。

○説明員(川村博太郎君)　揮発油税、地方道路税ともに従量課税でございします。したがつて、一キロリットル当たりの定額でございまして、蔵出し価格の移動には、税額は移動はございしません。

○田中一君　もう一つ伺いたいのですが、従量で課税するといひますが、やはり俗に言う歩減りですね、これはありますね、一・五%か、それは認めておるということになつておりますが、その点はどうか。

○説明員(川村博太郎君)　揮発油税は消費税でございしますので、移出されましても、消費者の手にはわたらないことに基づきまして、現在その額は一・五%移出の際に差し引いて課税するこ

とにしております。

○田中一君　その歩減りはむしろ、大蔵省のほうでは当然蔵出し税で、それから、元売り業者から蔵を出るときにその部分を引いて課税をしておるのが現状だと思ふのですが、さて、その石油連盟のほうでは、それは元売りが商品として売り込む、販売業者に売る場合に、蔵出しをする場合に、その一・五というものはどういふふうに分配されておるのか、たとえば蔵から出た瞬間の歩減りよりも、販売業者がその油をもつて消費者に売るまでのほうが、非常に時間がかかるし、また移動もすると思ふのですが、それはどういふうまいに判断しているのですか、その一・五の歩減りの割合の負担は、商業組合側と元売り側とどういふうまいでそれを見ているのですか。

○参事人(池田敏三郎君)　ただいま一・五%の歩減りの問題のお尋ねでございしますが、これは精製工場から出す場合に、その一・五%に当たりまする数量を引きましたものに課税されるわけにございします。それが精製工場から出まして、輸送所の第一基地に移り、第二基地、それから特約店、消費者こつたういふような段階で流れていくものだと思つておるわけでございまして、それがどの段階においてどの%欠減になるか、こういうお尋ねでございしますが、これは実ははっきりしたこととはなかなか申し上げにくい、その計算のしにくい問題ではないかと考えております。それでこの問題につきましまして、最終の末端のところまでこの一・五%の欠減があるわけでございしますから、これは販売店側のほうとも関係のある問題でございまして、これにつ

まして、御相談を現在しておるような段階でございしますが、ただ、その各社によりまして販売条件が非常に違つていふような関係もございまして、一律にその連盟でどうだといふことが出るかどうか、この点は問題だと思ふのでございしますが、ただいまそういうこと益田さんのほうと御協議申し上げておるといふ段階でございします。

○田中一君　川村君、これはおそろくこうした取引が、石油の取引が終戦後行なわれてきて、その一・五の歩減りの問題も、いまここで販売業者側のほうと話し合ひをしようと言つておるものであつて、おかしい話なんです。消費者は、これに対してどういふ受け方をしておるのか、その分だけ安くして売つてくれているのでしょうか、これはどういふふうな認定しますか。当然これは消費者側のほうにも、その分だけ、幾らになるかしらぬけれども、安くないならぬと思ふのです、安が、どうですか。

○説明員(川村博太郎君)　揮発油税法に一・五%の欠減を認めておりますのは、移出されましてから消費者の手に渡るまでに一定の欠減があるであらう、これを一・五と一応推定いたしまして、移出の段階からそれを差し引いておるといふことでございします。したがひまして、もし実際の欠減が一・五%以下でありますると、その分は税はかかつていないわけでございしますから、したがひまして、それだけ消費者の手に渡る揮発油の価格を引き下げざる要因になるということにならうと思ひます。

○田中一君　もう一度、たとえばいまお話のように、連盟と組合とがこれか

ら話ししようと言っているのです
が、そうすると、いままでは石油連盟
のほう、精製業者のほうで一・五%は
取ってしまいい、販売業者のほうにはそ
の歩減りは認めなかったということ
を池田さんは証明しているのだと思
うのです。これから話し合いをするとい
うのは、しかし、税を取るほうの側か
らいけば、そうした悪い慣行はうっ
ちやっというてならぬと思うのです。公
正なる取引じゃないですよ。それはも
う国税庁のほうでは、どうにかまい
ません、私は庫出税として元売り業者
から取るのですから、知りませんよ、
じゃ済まない。おそろくそれは消費者
に渡るまでの期間、区域というか、そ
の間の歩減りを一・五と見ているので
しょうが、あるいは一・五より上にな
るかもしれないけれども、また私
ども、ガソリン買っておりまして、
石油コンロを使っているからわかって
いますけれども、大体そう正確にわれ
われの手元に油が配達されてこない
と思うのです。なぜならば、しよっち
う持っていたって、よごしてみたりこ
ぼしてみたり、来るまでですよ。そう
いうものを見ると、それが不公平な徴
税、税金じゃなく、今度は逆に歩減り
というものをだれかが不当に自分のほ
うに有利に壟断しているということに
なると思うのですが、その点はどうな
んです。そういうことを容認していい
のですか、税を取るほうの側から言っ
て。

○説明員(川村博太郎君) 税当局とい
たしましては、必要以上納税者から徴
税するといふふなことがあってはい
けないと思います。そういう意味か
ら、一・五%の欠減を課税のときに差

し引いて課税しておるわけでありま
す。したがって、消費者に手渡り
ますときに、現在でまいると、
一〇〇移出されたものが、消費者には
おそろく九八・五で譲り渡されるであ
ろう、したがって、一〇〇は移出され
ても九八・五という数量に対しての課
税しか行なわないということござい
ますから、一・五%の欠減がもし正し
いといひますれば、税当局として
は、それで足りるというふうに考える
わけでございます。

お話をいまの販売段階、これは卸し売
りあるいは小売——これも大口、小口
いろいろございしますが、その販売段階
でどういふ価格でこれが販売されるか
という点になりますと、一応税とは
無関係になります。ただ、政府全体と
いたしましては、公正な取引が行なわ
れるということが望ましいことであり
ますので、関心はございします。ただ、
一がいに一・五%がそのままだ販売条
件の中に含まなければならぬいかどう
か、これはキロリットル当たりの取引
単価との関連がございしますので、単
一・五が数量上契約のうちにはつきり
あらわれないから、したがって、
元売り業者がそれだけ、何といひま
すか、有利であって、販売業者が不利で
あるということには直ちに結論はなり
かねるということと思ひます。

○田中一君 まあそれも一つの見方
で、何もしないで、いま言うダンピング
は、何も小売り業者がダンピングを望
んでおるわけじゃないのですよ。やは
り安定した価格で、安定した利潤を得
たい、そしてまた、消費者からも歓迎
される商人になりたいというのが、直
接消費者に向かつている商人の考え方

だと思ひます。これは間違ひない
と思ひます。しかし、それがいま言う
一・五の歩減りというものを、いま池
田さんの話を聞いてみると、これから
益田さんと相談したいと言つておるの
だが、これはまた問題で、これは二人
とも税を取るほうの側から見れば、こ
れも行政指導で事実間違ひあつたらそ
れを直さなければならぬと思ひます。
価格の問題を言ひますけれども、価格
の問題というのは、安くしても自分の
品物を余分に売つたほうが結果にお
いて利益があるという意味からやるの
でしょうし、また、社会におけるとこ
ろのその会社それぞれいろいろな財産
上の面で行なうのでしたら、これは
小売り業者の周知しないものなので
す、価格というものは、したがって、
歩減りの分担というものを、あなたの
ほうで勧告は——税に關連する問題で
すから、結局歩減りを認めているの
ですから、あなたのほうでは、だから
勧告というか、関心はお持ちだと思ひ
ますから、これはひとつ鉱山局のほう
と相談して、健全な取引ということに
したらどうかと思ひますが、その点は
もう一べん伺ひますが、これは加藤さ
んにも伺ひますが、これはどういう
あいひにそれが公正な健全な取引かど
うか伺つておきます。

○説明員(川村博太郎君) 揮発油税は
消費税でございます。したがって、いま
で、一番理想的に申し上げますと、小
売段階で課税するというのが一番理
想的と思ひます。ただ一般の間接税と
同じように、間接税のこれは立法政策
とも関連いたしますが、移出の段階で
課税いたしますのが最も合理的、しか
も最も徴税費も安くて、国全体として

も国民経済上最もプラスがあるとい
うことで、現在移出課税を行なつてお
ります。一般の間接税、移出課税を行
ないます場合には、いまの問題は多かれ
少なかれ全部関係いたします。したが
いまして、移出の際に課税されました
税は、いわばその商品の販売原価と申
しますか、原価のうちに含まれてしま
ひまして、一たん課税されて以後その
ものが市場に出ますときには、そのも
の価値としてその価格のうちに含ま
れてくるということでございます。し
たがいまして、大蔵省といひまして
は、もちろん一般的な商品の取引の形
態と關連して公正な取引が行なわれ
べきであることは、もちろん関心は持
ちますけれども、個々の商品につきま
して、その販売マージンがいかであ
るかという点までは、むしろ政
府がタッチしないほうがいい。もち
ろ大蔵省の所管物資のうちにも、たと
えば酒で申しますと、酒類につきま
しては、これは免許制をとつておりま
す。しかも、相当高率な税を課してお
る。この酒類の販売のいかんによつて
は、酒税額の確保にかなり問題がある
ということ、卸、小売りの段階まで、
かなり強力な指導をいたしております
けれども、石油、揮発油等につきま
しては、大蔵省の免許事業にはなつて
おりません。したがって、大蔵省
が法的にこれを指導するといふような
ことには相ならないわけでございます
と、むしろ公正な競争が行なわれるこ
とを期待しつつ適正な市場価格が形成
されるのを、民間の何といひますか、
良識ある取引形態ができるということ
を期待するといふ以外にはないと考
えます。

○政府委員(加藤俊次君) 基本的な考
え方は、いま税制二課長からお答えが
あつたとおりな感じですが、私もお
ろでございます。それで問題は、いまお
話のございました酒類なんかと少し石
油は違つておりました、先ほど来問題
になつております標準価格というの
も、これはいわゆる元売りが特約店に
出す第一次の段階の価格でございます
で、末端の価格まで、この標準価格で
どうのこうのというわけ合ひのもの
ではないのでございます。したがって、
この税の転嫁の問題につきましては、
もつぱらコマーシャル・ベースとい
うことが基本的な考え方だと思ひ
ますが、揮発油税が始まりましてかな
り年月を経過しておるわけございま
して、いまこれがあらためて問題にな
るといふのも少しおかしいじゃないか
という御議論もつともだと思ひわけ
でございます。特に最近、過当競争で、
精製業者あるいはまた販売業者も非常
にお困りになつておられるという状
況でございますので、私、感じいた
しましては、この際税の転嫁の問題に
ついて、ひとつルールをつくつてみる
ことも考えるべきじゃなからうかとい
う気持ちでおるわけでございます、
先ほどお話がございましたように、
せつかく商業界でお話し合ひの中とこ
ろでございますので、どういふ結論に
なりますか、それを待つておるとい
う状況でございます。で、これはほか
にもそういう例はないと思ひますが、ガ
ソリンの取引についての価格をきめ
ます場合にこれは本来消費税は一〇〇%
転嫁してしかるべきものだといふ考
え方を前提にしてございしますが、この分
は税金分である、この分は中身の値段

だと思ひます。これは間違ひない
と思ひます。しかし、それがいま言う
一・五の歩減りというものを、いま池
田さんの話を聞いてみると、これから
益田さんと相談したいと言つておるの
だが、これはまた問題で、これは二人
とも税を取るほうの側から見れば、こ
れも行政指導で事実間違ひあつたらそ
れを直さなければならぬと思ひます。
価格の問題を言ひますけれども、価格
の問題というのは、安くしても自分の
品物を余分に売つたほうが結果にお
いて利益があるという意味からやるの
でしょうし、また、社会におけるとこ
ろのその会社それぞれいろいろな財産
上の面で行なうのでしたら、これは
小売り業者の周知しないものなので
す、価格というものは、したがって、
歩減りの分担というものを、あなたの
ほうで勧告は——税に關連する問題で
すから、結局歩減りを認めているの
ですから、あなたのほうでは、だから
勧告というか、関心はお持ちだと思ひ
ますから、これはひとつ鉱山局のほう
と相談して、健全な取引ということに
したらどうかと思ひますが、その点は
もう一べん伺ひますが、これは加藤さ
んにも伺ひますが、これはどういう
あいひにそれが公正な健全な取引かど
うか伺つておきます。

も国民経済上最もプラスがあるとい
うことで、現在移出課税を行なつてお
ります。一般の間接税、移出課税を行
ないます場合には、いまの問題は多かれ
少なかれ全部関係いたします。したが
いまして、移出の際に課税されました
税は、いわばその商品の販売原価と申
しますか、原価のうちに含まれてしま
ひまして、一たん課税されて以後その
ものが市場に出ますときには、そのも
の価値としてその価格のうちに含ま
れてくるということでございます。し
たがいまして、大蔵省といひまして
は、もちろん一般的な商品の取引の形
態と關連して公正な取引が行なわれ
べきであることは、もちろん関心は持
ちますけれども、個々の商品につきま
して、その販売マージンがいかであ
るかという点までは、むしろ政
府がタッチしないほうがいい。もち
ろ大蔵省の所管物資のうちにも、たと
えば酒で申しますと、酒類につきま
しては、これは免許制をとつておりま
す。しかも、相当高率な税を課してお
る。この酒類の販売のいかんによつて
は、酒税額の確保にかなり問題がある
ということ、卸、小売りの段階まで、
かなり強力な指導をいたしております
けれども、石油、揮発油等につきま
しては、大蔵省の免許事業にはなつて
おりません。したがって、大蔵省
が法的にこれを指導するといふような
ことには相ならないわけでございます
と、むしろ公正な競争が行なわれるこ
とを期待しつつ適正な市場価格が形成
されるのを、民間の何といひますか、
良識ある取引形態ができるということ
を期待するといふ以外にはないと考
えます。

でございますと、こういう取引でもできれば、いまの欠減の分の配分の問題もはつきり出てくるのじゃないかと思ひますが、いまの取引はそういうふうになつておりません。しかも、いままでの実際の状況を見ますと、何回かのガソリン税の引き上げもあつたわけですが、先ほど来益田参考人からもお話がございましたように、これは完全に転嫁をされておられないわけでございます。逆にいえば、その分だけは元売りがサービスをしたということでございます。いまの、一・五%の配分の問題というのは、ただそれだけではなくて、どの程度転嫁し元売りのほうでサービスしているかという点もあわせ考へる必要があるのではなからうかと、こういうふうに考へるわけでございます。

それからもう一つ、これも技術的に非常に問題があるわけでございますが、現在の揮発油税法では、欠減といつたしまして末端の消費者にわたるまでに一・五%ということでございますが、この流通の段階が需要家によりまして非常に違つておるわけでございます。おそらく自家用車がガソリンスタンドからお買いになるというような場合は、その段階が一番多い段階じゃないかと思ひますが、大きなハイ・タク業者等になりますと、こういうのははかばかにあります。元売から直接買つておるといふような商売も実際としてはあるわけでございます。この、こういった場合に、一々どういふ欠減の配分を処理するのか、非常に技術的にもむずかしい問題があるのじゃないかと思ひますが、そういう問題を含めまして、せつかく石連の

中においても特別の委員会を何かおつくりになつて検討されていくようにございませう。その辺のお話し合いなり検討の結果を待ちたいと、こういうふうになつておるわけでございます。

○田中一君 何かいまの点について御発言があるならば……

○参考人(池田欽三郎君) 先ほど申し上げましたように、現在、連盟の内部でも検討をいたしておるわけでございますが、これはやはり販売条件全般と関係する問題でございます。連盟で一律にこういうことであるという結論が出るかどうか、その点をはつきり申し上げるわけにいかない問題であるかと思ひますが、先ほど申しました、私、申し落としたのでございませうが、現在におきまして、その一・五%をどうするということではないに、取引、元売りと会社と販売会社との関係におきまして、全部ではございませうが、ごく一部分の会社でございませうが、それに対処してどういふ措置をするかという点も、現在おきまして、おる会社もあるわけでございまして、先ほど田中先生のお話で、そういう点は全然問題にしてなかつたのだということではないわけでございます。その点もひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○田中一君 さつき益田さんからお話があった、究極、支払った税金をかり集めるのは小売り業者でないかと、こういうふうな発言があつたのですが、そういういろいろな条件を契約の面にはつきりあらわしておるのが多いですが、それとも全然そういうことは商慣行で行なつておるのが多いんでしやうか。

それから、大体われわれの通念じや油売りということばが古いことばにあつた、相当もうけていくように印象づけられておるのですが、消費者の一人としては、はなはだどうもふらちな業者であるというふうに見える。それから河野建設大臣だつて、もつと課税していいんだと、こういうふうなことを言つておる。その辺はどうなんですか。日本の石油全体から見た場合には、おそろしい問題が起ると思ひます。あなた方あたりがやたらに競争させてつづいて、そして民族資本に置きかえて国際資本というやつが入ってくる。これは石油の歴史が明らかにして、先月でしたか、中央公論の増刊にも出て、読んでみましたけれども、ずいぶんひどいことをやつておるのが多いわけですね。しかし、石油連盟としては、ひとつもう少し腹をきめて外国資本——ちやうど丸善が乗っ取られかかつておると同じように、将来も起きると思ひます。したがつて、税金のことは、これはもうないほうがいくらかいいんですけれども、ほんとうは、しかし、これも一面、先ほど河野建設大臣が言つておるように、ガソリン税は、あるいは軽油は、安いんだと、もつと税金をかけてもいいんだという考へ方の人もおるわけですね。私は、道路整備のための財源は別として、これは急がなければならぬと、先ほど前段に、あなたが先ほどお話をあつたような気持ちでいますから、この法律には反対できませんけれども、財源の問題については、はなはだ問題があります。ことに、これからこの金を使うほうの建設大臣としては、もつと増すんだというふうな意気込みを示

しておられますし、あなた方自身が、あなた方の産業を守るためには、自戒しなければならぬ。それには加藤敏山局長の責任が大きいのです。そんないまいの、乱売をやつたり、それからわけのわからぬようないまの歩減なんかでどっかへいったりするといふことがあつてはならない。もつと明るい商慣行と契約をしなければならぬと思ひます。結局、益田さんにしても池田さんにしても、自分たちの団体が弱いといふことを言つておるのです。もつとも中小企業の場合にはことにひどいのです。何万もの人間が——せめて、二十社か三十二、三社の精製業者、元売り業者だけでも、ほんとうの話し合いがつかなければだめだと思ひます。いまの請負人は、みんな談合をやつておる。談合、大賛成なんです。その中には何百万人という人間が働いておるのですから、それが妙なダンピングをやられただんでは、全体をこわしてしまひます。

○参考人(池田欽三郎君) ただいま田中先生から御意見を伺ひしたわけでございます。ガソリン税が増税になりました場合の転嫁の状況をちよつと申し上げてみたいと思ひます。税金は、過去におきましては、税金は一万一千円でございます。それが現在二万六千円と約一万五千円上がつておるわけでございます。その間に元売り価格はどうかと申しますと、一円ばかり下がつておる。もちろんその間に合理化もございませうが、多量生産といふこともございまして、当然そのコストが下がつておるわけでございますが、数字的に申しますと、三分の二程度が元売りが会社が負担して

きておるというふうな状態でございませう。今後の問題といたしまして、そういうことができるかという点でございますが、従来そういうことができたのは、御承知のように、原油からはガソリンのほかに灯油も軽油も重油もできるわけでございます。石油会社としては、全体としてバランスがとれればそれでいいわけでございます。ガソリン税を一部負担をしていくといふことができたわけでございます。今後の問題といたしましては、原油のほかに、製品の自由化といふことを控えておられます。国際価格にそれを対抗していかなければならぬ、こういう面もございませう。また、現在の石油会社の決算の状況からいまして、私は大部分が現在赤字ではないかというふうな思ひます。ところが、現在のそういう状況からいまして、かりにガソリン税が今度上がるということになりますと、一部バス料金がそのまゝになつておるといふようなことがございまして、相当摩擦は起きるかもしれませうが、石油会社としては、どうしてもその分は消費者に負担していただく、こういうことにならざるを得ない。また、そういうことをしなければ、石油会社の現在の赤字はますます大きくなつて、相当重大なことになるのではないかと、このことを心配しておるわけでございます。消費税でございますが、その点は石油業界といたしましては十分考へまして、健全に発達していけるようなことを考へなければならぬ、かように考へておられます。

○参考人(益田晋君) 先ほど田中先生から、末端小売り価格、つまり私ども

きいておるというふうな状態でございませう。今後の問題といたしまして、そういうことができるかという点でございますが、従来そういうことができたのは、御承知のように、原油からはガソリンのほかに灯油も軽油も重油もできるわけでございます。石油会社としては、全体としてバランスがとれればそれでいいわけでございます。ガソリン税を一部負担をしていくといふことができたわけでございます。今後の問題といたしましては、原油のほかに、製品の自由化といふことを控えておられます。国際価格にそれを対抗していかなければならぬ、こういう面もございませう。また、現在の石油会社の決算の状況からいまして、私は大部分が現在赤字ではないかというふうな思ひます。ところが、現在のそういう状況からいまして、かりにガソリン税が今度上がるということになりますと、一部バス料金がそのまゝになつておるといふようなことがございまして、相当摩擦は起きるかもしれませうが、石油会社としては、どうしてもその分は消費者に負担していただく、こういうことにならざるを得ない。また、そういうことをしなければ、石油会社の現在の赤字はますます大きくなつて、相当重大なことになるのではないかと、このことを心配しておるわけでございます。消費税でございますが、その点は石油業界といたしましては十分考へまして、健全に発達していけるようなことを考へなければならぬ、かように考へておられます。

ざいます。
 ○委員長（北村暢君） 速記をとめて。
 〔速記中止〕
 ○委員長（北村暢君） 速記を始めて。
 ○田中一君 御承知のように、ここは
 いま道路整備新五カ年計画を論議して
 いる委員会なものですから、ガソリン
 税の徴税の問題まで結論は出ないわけ
 です。ただ、先ほども申し上げたよう
 に、道路整備は喫緊なもうひとつに
 最優先的にしなければならぬ事業であ
 りますので、けさはども建設大臣に

も、ガソリン税という目的税じゃなくて、一般財源に必要なものは繰り入れて、新設して税を一般財源とすべきだということをお主張されているんです。これは私どもは主張はそういう主張をずっと続けてきております。そこで、いまのようないろいろな問題が起きるということも、消費税であるということだから、石油連盟だって、石油商業組合だって、あなた、取ればいいのではありませんか、価格に入れて取ればいいのではありませんか、ということに逃げているわけです。値段にすれば自然に入りますよ、ということなんです。しかし、それはやはりあなたの方のいろいろな面でロスが多いということ、当然そうなると思うんです。ことに過当競争というものがそれに拍車をかけるということになると、何が何でもかわらなくなってくることになるわけなんです。税を増徴するということが決して、われわれ絶対反対、認められないのであります。しかし、これに対する監督官庁、指導官庁であるところの鉱山局も少し弱いと思うのだ、これは。そこで、税全体に対する認めがたい点はもう共通です。ただ消費税ということになるから、価格で取ればいいんじゃないか、というところで徴税側がうそぶいて、何もあなたの方に負担しろと言っているわけじゃないんですよ、ということなんです。国民の立場からいえば、これは絶対認めがたいことなんです。要は、きょうおいで願ったのは、われわれはその実態を知らないわけなんです。きょうはよくわかりました、ガソリン税の内容というものは、いままでの過去の歴史も、これからうんと反対運動

してくださいます、予算通っちゃいますけどね。しかし、これはやっぱり国民運動的な様相をもつてしなきゃならぬと思うのです。同時に、皆さん方の業界そのものが弱過ぎるのです。出光や太陽をどうしても吸収して、あなたの方のほうで吸収するように努力して、そうして当然な利潤というか、利潤ということばが悪ければ、当然のものはもらわなければならぬのでありますから、ひとつそのような心組みでいてほしい。加藤さんのほうも十分な指導をしていただきたいと思うのです。私の質問はこれで終わります。

○委員長(北村暢君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(北村暢君) 速記を起こして。

参考人の方には長期間にわたり本案審議のため御協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

明日は午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

昭和三十九年四月十日印刷

昭和三十九年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局